

## 添付図書（55条関係）

	注 意 事 項
○位 置 図	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺5万分の1程度の図面に申請箇所を<b>朱書き</b>表示する。</li> </ul>
○実測平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮尺2,500分の1程度の図面に申請箇所を<b>朱書き</b>表示する。</li> <li><b>河川区域線</b>、<b>河川保全区域線</b>を記入する。</li> <li>建物、上下水道管、浄化槽等の地下埋設物、塀等の位置や河川管理施設からの距離を表示する。</li> <li>土地の形状変更の場合は、当該範囲を表示する。</li> </ul>
○実測横断図	<ul style="list-style-type: none"> <li>堤防との関係がわかるよう堤防を含めた断面図を作成する。</li> <li>工作物の新築等の場合は、工作物の基礎及び地下埋設物を表示する。</li> <li>土地の形状変更の場合は、現況地盤及び計画地盤を表示する。</li> <li>河川整備計画との関係（計画法線、<b>定規断面</b>、計画高水位等）を記入する。</li> </ul>
○構 造 図	<ul style="list-style-type: none"> <li>工作物の構造が分かりやすい図面を添付する。</li> <li>側面図、基礎構造、地下埋設物等の図面を添付する。</li> </ul>
○工 程 表	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請から許可までの所要期間を考慮した工程とするよう指導する。</li> </ul>
○公図及び土地の権原を示す書面	<ul style="list-style-type: none"> <li>公図を添付し、申請箇所を着色する。</li> <li>申請者が土地所有者の場合は、土地登記簿謄本を添付する。</li> <li>共有地の場合は、連名申請あるいは他の所有者の同意書等を添付する。</li> <li>登記簿上の所有者の相続人からの申請の場合は、戸籍謄本等で相続を示す書類を添付する。</li> <li>借地の場合は、借地契約書の写し、土地所有者の同意書等を添付する。</li> </ul>
○申請に係る現況写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請位置が分かりやすいよう撮影方向を変え撮影する。</li> </ul>